

広島市 農業委員会だより

令和2年夏号(39号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

ハウス栽培に夢を抱いて47年

山本慣登・敏江夫妻(佐伯区湯来町大字伏谷)



佐伯区湯来町大字伏谷の山本^{なると}慣登さん(93歳)と妻の敏江さん(88歳)は、まだハウス栽培が珍しかった昭和48年(1973年)から、ハウスでのイチゴ栽培を始められました。

昭和62年には、ハウス規模を拡大し、イチゴ、トマト、キュウリの生産に取り組まれ、現在では、平成24年に完成したほ場整備地を含む90アールの農地で、水稻、里芋、広島菜、枝豆なども栽培されています。

「イチゴは、うどん粉病などの病害虫で苦勞が絶えないけれど、皆さんに美味しいと喜んでもらえるのが励みであり、喜びです。今日まで続けられたのは何よりも、JAと広島県の熱心な指導員の方の大きな支えがあったからです。」と敏江さんは語っておられます。

慣登さんは、広島市と合併前の湯来町で、町議会議長を務められるなど、地域の発展に長年ご尽力されてきた傍らで、着実な農業経営を続けておられます。そのご努力には、改めて頭が下がります。

お二人とも大変ご健康で、慣登さんの鍬を持つ姿も背筋がしっかりした見事なものです。その秘訣を慣登さんにお聞きすると、野菜は勿論、肉もバランスよく食べ、晩酌も少ししたしなむことで、ストレスをためこまない生活を心がけることと語られ、特に玉ねぎの薄切りとちりめんじゃこをポン酢で和えたものが大好物で、毎朝欠かさず食べておられるとのことでした。

来年、『ひろしま活力農業』新規就農経営者(ハウス栽培)が隣接地に就農することが大きな励みであり、砂谷の丘陵地高原の里に地域発展の夢を託したいとの思いだそうです。

(取材:吉田 米治 委員)

市長と農業者との懇談会

令和2年2月3日、農業委員会と広島市農業振興協議会は、JA広島市本店で、「市長と農業者との懇談会」を開催しました。

懇談会には、農業者など約80名の参加があり、「農業で輝くひと～魅力ある都市農業～」をテーマに、4名の方に発表いただきました。

安佐南区川内で広島菜を栽培しており、JAユース会員でもある農業者からは、「食農授業や職場体験の受け入れ、企業や飲食店とコラボを行い、広島菜の魅力を伝える活動」について、安佐北区深川で果菜類を中心に栽培している認定農業者からは、「『新鮮さ』や『消費者の生の声への対応ができる』などの利点を活かした都市近郊農業の取組」について、安芸区畑賀の農業者からは、「環境保全・緑地空間としての市民菜園の開園と、地域交流の場の創生に向けた活動」について、佐伯区五日市町で水耕野菜栽培を行う法人からは、「消費地に近い利点を活かした、消費者の多様なニーズに対応した特徴ある品目展開や栽培システム」について、発表がありました。

松井市長は、「異業種からの農業参入や協同労働の事例も含め、価値観や生活感が違う地域住民と接しながら、生きがいを持って都市農業に取り組む皆さんの話を聞くことができた。これからも多様性を踏まえた地域での取組について、行政として支援をしていきたい。」と述べられました。



有害獣の防除用施設の補助制度があります!!

有害獣による農林産物に対する被害を防ぐため、防除柵等の設置資材費の一部を補助する制度があります。補助には、いくつかの条件がありますので、購入・設置前に、各区農林課等にご相談ください。

【補助対象となる防除柵等】

電気柵、防護柵（波鉄板、ワイヤーメッシュ）、防除網、固定式捕獲柵、移動式捕獲柵

※柵の延長（囲う距離）が70メートル以上から対象となります。

※購入した資材費の2分の1以内で補助を行います。

※補助を受けるためには、資材購入前に必ず仮予約をしてください。また、仮予約をした場合でも、申込書の提出には期限（仮予約から60日以内）がありますので、ご注意ください。

※予算に限りがありますので、お早めにお申し込み下さい。

※補助対象は、原則、令和2年4月1日～令和3年2月12日までに購入したものです。

【お問い合わせ先】

中区地域起こし推進課 ☎(082) 504-2820

東区地域起こし推進課 ☎(082) 568-7705

南区地域起こし推進課 ☎(082) 250-8935

西区地域起こし推進課 ☎(082) 532-0927

経済観光局農政課 ☎(082) 504-2247

安佐南区農林課 ☎(082) 831-4950

安佐北区農林課 ☎(082) 819-3932

安芸区農林課 ☎(082) 821-4946

佐伯区農林課 ☎(082) 943-9767



農業者年金に加入しましょう!

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで ☎(082) 568-7755～

※国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はどなたでも加入できます。

・保険料の額は月額2万円～6万7千円（千円単位）で自由に設定できます。

・社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の優遇があります。



認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会



令和2年2月18日、東区役所で、「直面している営農の課題について」をテーマに、意見交換会を行いました。

認定農業者からは、都市農業の振興のための生産緑地制度の導入と適切な運用、高齢化や労働力不足、野菜価格の低迷など、農業経営を取り巻く厳しい現状などについて、様々な意見が出されました。

農業委員会では農地の利用状況等の調査を行っています。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

1 農地利用状況調査

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用最適化を推進するために農地を巡回し、利用状況についての調査を実施しています。

2 農地利用意向調査

農地法第32条に基づき、遊休農地（耕作されていない農地）の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか（市街化区域外）、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。

農地を所有する皆さまへ

① 農地の適正な管理をお願いします。

農地は、一旦荒れてしまうと、再び耕作できる状態に戻すためには、たいへんな手間や労力がかかります。また、周辺農地への鳥獣や病害虫による被害、不法投棄等の発生にもつながりますので、草刈りや耕起などを行い、農地の適正な管理をお願いします。

② 「農地中間管理事業」の利用をご検討ください。

自ら耕作できない場合などで、農地の貸し借りを希望する場合は、「農地中間管理事業」の利用をご検討ください。この事業は、公的機関である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）が、農地を借り受け、担い手にまとまった形で農地を転貸する仕組みです。

詳しくは、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団のホームページをご覧ください。

▶ ホームページ：<https://hsnz.jp>

みんなで読もう！ 全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。（月4回発行 購読料1か月700円）

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで ☎（082）568-7755～



